

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(10月分)

(1)問い合わせ件数

平成17年10月1日～平成17年10月31日

100 件

*うちBSE関係 64 件

(2)内訳

食品安全委員会関係	13件
食品の安全性関係	71件
食品一般関係	16件
その他	0件

(3)問い合わせの多い質問等

【食品の安全性関係】

Q. プリオン専門調査会で米国・カナダ産牛肉等の安全性についての審議結果(案)が取りまとめられましたが、審議の経緯及び審議結果(案)のポイントについて教えてください。

A. 食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省から、本年5月24日に米国及びカナダ産の牛肉及び牛の内臓について、食品健康影響評価(リスク評価)の要請を受け、食品安全委員会の下に設置されているプリオン専門調査会において、10回にわたって、公正中立な立場から科学的な議論を尽くし、審議結果(案)が取りまとめられたところです。

両省からの諮問内容は、現在の米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラム(注)により管理され、輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合のBSEに関するリスクの同等性です。

[注：日本向け輸出プログラム 牛肉及び牛の内臓は、20ヶ月齢以下と確認可能な牛由来であること。全ての月齢の牛から特定危険部位(SRM)を除去すること。]

米国及びカナダ政府から厚生労働省及び農林水産省を通じて提出された資料等を基に、我が国と米国及びカナダのBSE対策及びそれらの遵守状況につ

いて、以下の評価項目ごとに比較、検討を重ねてきました。平成 17 年 11 月 2 日から平成 17 年 11 月 29 日までの 4 週間、本審議結果（案）について、広く国民から意見・情報を募集いたします。

なお、主な評価項目は以下のとおりです。

- 1 生体牛のリスク
 - 侵入リスクの比較
 - 曝露・増幅リスクの比較
 - サーベイランスによる検証
- 2 牛肉及び牛の内臓のリスク
 - と畜対象の比較
 - と畜処理の各プロセスの比較
 - 食肉等のリスクの比較

また、取りまとめられた審議結果（案）の結論部分では、米国・カナダ産牛肉等のリスク評価について、「米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダの B S E リスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からの S R M 除去、20 ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる」とされたところです。

Q . 大豆イソフラボンの食品健康影響評価について審議中ですが、審議の状況及びポイントについて教えてください。

A . 大豆イソフラボンアグリコン等を含む食品については、平成 16 年 1 月及び 5 月に、厚生労働大臣から特定保健用食品の許可申請に係る食品健康影響評価の要請があり、食品安全委員会新開発食品等専門調査会で審議を行っているところです。

平成 17 年 4 月 28 日の食品安全委員会において、大豆イソフラボンアグリコン等を含む食品 3 品目に係る専門調査会での審議結果が報告され、国民からの意見・情報の募集が行なわれました。その結果、様々な立場から数多くの意見が寄せられたことから、6 月 14 日の第 24 回新開発食品等専門調査会において評価書案の修正について検討を行い、更に、7 月 8 日の同専門調査会において、厚

生労働省から大豆イソフラボンの摂取量について新たな疫学データ等の提出があったことから、引き続き十分な審議と評価書案の精査が必要とされ、現在、特に大豆イソフラボンが有するエストロゲン様作用の評価を中心に検討が進められているところです。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(11月分)

(1)問い合わせ件数

平成17年11月1日～平成17年11月30日

124件

*うちBSE関係

67件

(2)内訳

食品安全委員会関係	37	件
食品の安全性関係	59	件
食品一般関係	28	件
その他	0	件

(3)問い合わせの多い質問等

【委員会関係】

Q. 米国・カナダ産牛肉等の審議結果案について、意見交換会が全国7ヶ所で開催されたとのことですが、主にどのような意見が出たのでしょうか。概要について教えてください。

A. 米国・カナダ産牛肉等の審議結果案について、11月14日～同月22日まで、全国7ヶ所（札幌、大阪、仙台、福岡、広島、名古屋、東京）において意見交換会を開催いたしました。各会場とも、プリオン専門調査会専門委員による講演の後、消費者、生産者、食品関連事業者等のパネリストによるパネルディスカッションと会場参加者との意見交換を行いました。

意見交換会の概要及び会場で出された主な意見等につきましてはホームページ（http://www.fsc.go.jp/koukan/zenkoku_risk17bse/zenkoku_risk17bse.html）に掲載しておりますのでご覧下さい。また、各意見交換会の議事録等につきましても、今後、順次ホームページに掲載していく予定です。

Q. 食品安全モニターの目的やその役割について教えてください。また、平成18年度の食品安全モニターの募集はいつごろ行われるのでしょうか。

A. 食品安全モニターは、食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図る上で、

消費者の方々に日常の生活を通じて、食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについてご意見等をいただくことを目的としています。

これまで、食品の安全性に係る調査についての報告、食品安全行政などに関する意見等の随時報告、食品の安全性に関する危害情報を入手した場合の情報提供、地域で開催される食品安全モニター会議への出席、委員会が行う食品の安全性に関する情報提供への協力、などの活動をお願いしています。

平成 18 年度食品安全モニターの募集につきましては、17 年度と同様、2 月目途に募集を行う予定としておりますが、詳細につきましては、募集要項が決定次第、当委員会ホームページや政府広報などを通じお知らせしますので、そちらをご確認いただきますようお願いいたします。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(12月分)

(1)問い合わせ件数

平成17年12月1日～平成17年12月28日

58 件

*うちBSE関係 32 件

(2)内訳

食品安全委員会関係	18 件
食品の安全性関係	31 件
食品一般関係	8 件
その他	1 件

(3)問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Q. 現在、「緊急時対応要綱」について審議されていますが、具体的にどのようなことを想定しているのですか。

A. 緊急時対応専門調査会では、重大な食品事故等における対応のあり方等に関する事項について調査審議しております。

これまで、食品の摂取を通じた人の健康にかかる重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急事態の発生に備え、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」等について審議してきたところであり、引き続き、食中毒以外の事案における対応方針について審議を行っているところです。

【食品の安全性関係】

Q. 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についての意見・情報の募集に寄せられた意見等の件数や概要について教えてください。

A. 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価審議結果案についてのご意見・情報の募集は、平成17年11月2日～平成17年11月29日に実施され、

約 8,800 通のご意見をいただきました。

寄せられたご意見・情報の概要及びそれに対する回答につきましては、ホームページ

(http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/iken-kekka/kekka-bse_usacanadian171208.pdf) に掲載しておりますのでご覧ください。

Q. 米国・カナダ産牛肉等に関するリスク評価の前提条件は輸出プログラムの確実な遵守だと思えますが、今後、委員会はどのように関わっていくのでしょうか。

A. 食品安全委員会では、米国・カナダ産牛肉等に関するリスク評価において、輸出プログラムが遵守されていれば、米国・カナダ産牛肉等と国産牛肉等のリスクの差は非常に小さいとしたところです。このため、米国・カナダ産牛肉等の輸入に当たっては、評価の前提となった輸出プログラムの遵守の確保が重要であると認識しております。

輸出プログラムの遵守の確保については、リスク管理機関の責任において適切に対応されるものと考えておりますが、食品安全委員会としても、リスク管理機関に対し、遵守状況の検証結果についての報告を求めていくことにより、食品の安全性の確保を図っていくこととしております。